

独立行政法人家畜改良センターの
平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

独立行政法人家畜改良センターの平成 26 年度に係る業務実績に関する評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人家畜改良センター	
評価対象事業	年度評価	平成 2 6 年度（第 3 期）
年度	中期目標期間	平成 2 3 ～ 2 7 年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	農林水産大臣			
	法人所管部局	生産局畜産部	担当課、責任者	畜産振興課長 小林 博行
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	評価改善課長 上田 弘

3. 評価の実施に関する事項
・平成 2 7 年 6 月 2 9 日（月）に農林水産省独立行政法人評価有識者会議家畜改良センター部会を開催し、同部会に所属する 4 名の有識者委員に対して平成 2 6 年度の業務実績及び法人による自己評価等について質疑を行うとともに、各有識者から平成 2 6 年度の業務実績評価の実施に際して留意すべき事項について意見を聴取した。 ・同部会の開催に際しては、理事長、監事、常勤理事及び幹部職員の出席を求め平成 2 6 年度の業務実績の内容、計画（目標）の達成状況と自己評価の内容等についてヒアリングを実施した。

4. その他評価に関する重要事項
・特になし。

独立行政法人家畜改良センターの平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価の総合評価

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画等における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
		A	A	A	B	
評価に至った理由	1 項目別評価について (1) 家畜改良センター（以下「センター」という。）業務実績の評価項目は、各業務の内容と中期計画における位置づけに基づき、微項目、細項目、小項目、中項目、大項目の順で設定されており、その設定と評価結果の分布状況は別紙のとおりである (2) なお、大項目や中項目など基本的に下位の評価項目が設定されている評価項目については、参考資料として添付した独立行政法人家畜改良センターの業務実績の評価方法（平成 27 年 6 月 10 日、27 生畜第 381 号、以下「評価方法」という。）に基づき、原則として下位の評価項目の評価結果を積み上げて評価を行うこととしている。					
	2 総合評価について (1) センターの総合評価は、評価方法に基づき評価対象とした大項目の評価結果を S：4 点、A：3 点、B：2 点、C：1 点、D：0 の区分により点数化した上で算出する「総合評価の基礎」を基本に行うこととしている。 (2) 平成 26 年度の業務実績の総合評価については、以下の点を踏まえ「B」評価とした。 ① 評価方法に基づき算出した総合評価の基礎が下記のとおり、B 評価の判定基準内（満点×8／10 ≤ 合計点 < 12／10）となったこと。 ・満 点・・・・・・10 点（評価対象とした大項目 5×2 点） ・合計点・・・・・・10 点（別記参照） ・合計点／満点・・・・10／10 ＜別記：各大項目の評価結果と合計点＞ ◎ 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置・・・・・・・・・・・・ 2 点(B 評価) ◎ 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置・・・・ 2 点(B 評価) ◎ 予算、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 点(B 評価) ◎ 重要な財産処分に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 点(B 評価) ◎ その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 点(B 評価) 合 計 点 10 点 ② 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項としてセンター本所における豚流行性下痢（以下「PED」という。）の発生、試験研究物品に係る不適正な経理処理が確認されたものの、2 に示すとおり、全体の評価を見直すまでには至らないと判断した。 ※：平成 25 年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 評価が標準。平成 26 年度の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B 評価が標準。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	1 全体の評価について (1) 評価の対象とした 217 個の評価項目のうち 208 個の項目が B 評価以上と判定されることから法人としては、中期計画や年度計画で定めた業務目標を達成しているものと認められる。 (2) 特に考慮すべき事項とした「センター本所における PED の発生」及び「試験研究物品に係る不適正な経理処理」についても、以下に示すとおり法人全体の評価を見直すまでには至らないと判断された。

	① センター本所における P E D の発生 P E D の侵入を完全に阻止することは非常に難しい上、適切な防疫措置により他の農場のみならず隣接する豚舎への侵入を防止に成功し、豚の改良業務にも特に支障が生じなかったこと。 ② 試験研究物品に係る不適正な経理処理 平成 26 年度中に確認された不適正な経理処理が確認された取引金額は、過去取引分を含めて 6.1 百万円とセンターの支出規模（平成 26 年度決算額で 9,160 百万円）に比して非常に小さい上、関与した職員数も転出者や退職者を含めて 11 名とセンターの常勤職員（757 名,平成 27 年 4 月 1 日現在）の 2 % に満たないこと。 2 重要な項目別評価について （１）防疫措置の徹底に関連する 6 個の評価項目（小項目 2、細項目 2、微項目 1、詳細は別紙参照）については、法人の自己評価と同じく「C」評価とした。 （２）経理の適正化に関連する 3 個の評価項目（中項目 1、小項目 1、細項目 1、詳細は別紙参照）については、法人の自己評価では「B」評価としていたが、試験研究物品に係る不適正な経理処理を踏まえ「C」評価とした。 （３）泌乳能力に優れる改良用雌牛の生産（細項目）及び肉用鶏の増体性改良（細項目）については、法人の自己評価では「B」評価であったが、合理的に設定された定量的目標の 1 2 0 % を上回る成果が確認されたことから「A」評価とした。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	1 センター本所における PED の発生 平成 26 年 4 月 6 日から 14 日にかけて、センター本所の分娩豚舎内において P E D が発生、最終的に 42 頭の豚が発症した。また、同豚舎内で飼育していた 63 頭の豚については、未発症の個体や症状が回復した個体を含め全頭とう汰した。 2 試験研究物品に係る不適正な経理処理 国立研究開発法人等で試験研究用物品の購入等に係る不適正な経理処理が問題となっていることを踏まえ、平成 26 年 8 月下旬よりセンターにおいても同様な事案の有無について調査を開始したところ、会計規定上、原則として認められていないプリペイド方式（※）による試験研究用物品（D N A 合成製品）の購入契約が確認された。 ※：試験研究に係る物品の購入や解析業務の取引にあたり、試験研究担当職員があらかじめ業者に口座登録し、必要とする物品等に係る代金を取引業者に前払いしておき、当該職員が必要な時に取引業者に連絡すると、後日納品等が行われる方式。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	・ P E D の発生を教訓にして、防疫体制の一層の強化を図ることが必要。 ・ 試験研究物品に係る不適正な経理処理事案を踏まえ、調査研究部門の職員を含めて相互けん制が十分に発揮できるシステムの構築が必要
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	○有識者会議における主要意見 ・ P E D に限らず伝染病を他の牧場や豚舎に拡散させず発生豚舎に局限したことは、獣医学上評価すべきことであり「C」評価とする場合でもこの点を意見として補足すべき。 ・ 試験研究物品に係る不適正な経理処理事案についてセンターは、理事長の事前承認を得たならば「プリペイド方式」による支払いも可能であると説明しているが、センター自身が作成公表した中間報告書では「プリペイド方式は全面的に廃止する。」と記述しており、説明内容と矛盾する。 ・ センターは、数値目標が設定されている項目の全てを「B」と自己評価しているが、総務省が定めた新しい評価指針では、目標値に対する達成度合いが 120 % 以上の項目は「A」とすることとなっている。目標値の設定水準が適切であり、かつ、過去 3 カ年度の実績評価と矛盾が生じない評価項目のうち 120 % 以上の達成度合いが確認されたものは「A」への格上げを検討とすべき。

(独) 家畜改良センターの平成26年度に係る業務実績に関する項目別評価の分布

○／○の数字は、「下位の評価項目の評定結果を積上げた点数／独立行政法人家畜改良センターの業務実績の評定方法上の満点

項 目 名	大 (◎)	中 (○)	小 (◇)	細 (□)	微 (△)	備 考
◎ 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	B					
○ 1 業務対象の重点化	6/6	B				
◇ (1) 家畜の改良増殖業務の重点化		4/4	B			
□ ア 種畜供給の重点化			6/6	B		
△ (ア) 乳用牛				8/8	B	
△ (イ) 肉用牛					B	
△ (ウ) 鶏					B	
△ (エ) 馬、めん羊及び山羊					B	
□ イ 高度技術等の活用による家畜改良の実施				B		
□ ウ 多様な家畜改良等の推進				B		
◇ (2) 飼料作物種苗の増殖業務			B			
□ ア 飼料作物種苗の増殖業務			4/4	B		
□ イ 役割分担の明確化				B		
○ 2 業務運営の効率化及び組織体制の合理化		B				
◇ (1) 業務運営の効率化		9/10	B			
□ ア 家畜等の遺伝資源の活用			9/10	C		
△ (ア) 家畜遺伝資源の活用				3/4	C	
△ (イ) 飼料作物種苗遺伝資源の保存					B	
□ イ 人材の活用				B		
△ (ア) 人事配置				6/6	B	
△ (イ) 組織の合理化・業務遂行の効率化					B	
△ (ウ) 人材の育成					B	
□ ウ 土地・建物等の有効活用				B		
□ エ 業務の進行管理				B		
□ オ 業務の重複の防止				B		
△ (ア) 家畜改良増殖業務の重点化				6/6	B	
△ (イ) 飼料作物種苗増殖業務の重点化					B	
△ (ウ) 調査研究業務の重点化					B	
◇ (2) 組織体制の合理化・強化			B			
□ ア 組織体制整備			8/8	B		
□ イ 要員の合理化				B		
□ ウ 技術専門職員の人材育成				B		
□ エ 飼養管理、飼料生産作業の外部化				B		
◇ (3) ガバナンスの強化・充実			B			
□ ア 内部統制の強化			12/12	B		
△ (ア) 効果的な統制環境の整備				10/10	B	
△ (イ) リスクの評価と迅速な対応					B	
△ (ウ) 相互けん制機能が確保された統制活動					B	
△ (エ) 情報と伝達					B	
△ (オ) モニタリングによる監視・評価・是正					B	

項 目 名	大 (◎)	中 (○)	小 (◇)	細 (□)	微 (△)	備 考
☐ イ コンプライアンスの徹底 ☐ ウ 監査の強化 ☐ エ 情報開示体制の確立 ☐ オ 人事配置の適正化 ☐ カ 事業の内部審査及び評価 ☐ ◇ (4) リスク管理の強化 ☐ ア 防疫対策の徹底 ☐ イ 保有遺伝資源のリスク分散 ☐ ウ 種畜等の受託管理 ☐ ◇ (5) 情報セキュリティ対策の強化 ☐ ア 情報システムの適正管理、情報セキュリティの確保 ☐ イ 規則の周知及び対策の教育 ☐ ウ 事故・不祥事の再発防止 ☐ ○ 3 経費の縮減及び自己収入の拡大 ☐ ◇ (1) 一般管理費・人件費等の削減・見直し ☐ ア 一般管理費・業務経費 ☐ イ 財務分析 ☐ ウ 官民競争入札等の導入 ☐ エ 人件費 ☐ ◇ (2) 契約の点検・見直し ☐ ア 経費の節減 ☐ イ 調査研究業務 ☐ ウ 法人契約 ☐ ◇ (3) 自己収入の拡大 ☐ ア 自己収入の拡大 ☐ イ 監査の実施 ☐ ◇ (4) 知的財産の管理				B B B B B C 3/4 C B — B 6/6 B B B B B 8/8 B B B B B 6/6 B B B B B 4/4 B B B		評価すべき事象(都道府県等からの協力依頼)が発生しなかったため、評価対象項目としなかった。
◎ 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	B					
○ 1 家畜改良及び飼養管理の改善	16/16	B				
◇ (1) 乳用牛		17/18	B			
☐ ア 全国的な乳用牛の改良推進 ☐ イ 後代検定の推進 ☐ ウ 遺伝的能力の評価・公表 ☐ エ 総合指数 ☐ オ 評価手法の改善 ☐ カ ジャージー種の遺伝的能力の評価・公表 ☐ キ ブラウンスイス種の遺伝的能力評価 ☐ ク 優良な候補種雄牛等の生産・供給 ☐ ケ SNP情報の活用 ☐ コ 泌乳持続性に優れる改良用雌牛の作出 ☐ サ 泌乳能力に優れる改良用雌牛の生産 ☐ シ 候補種雄牛の待機業務終了			25/24	B B B B B B B B B B A B		

項 目 名	大 (◎)	中 (○)	小 (◇)	細 (□)	微 (△)	備 考
◇ (2) 肉用牛			B			
□ ア 全国的な肉用牛の改良推進			20/20	B		
□ イ 広域後代検定の推進				B		
□ ウ 肉用牛枝肉情報全国データベースによる情報提供				B		
□ エ 遺伝的能力の評価・公表				B		
□ オ 評価手法の改善				B		
□ カ 黒毛和種の多様性確保及び候補種雄牛等の生産・供給				B		
□ キ 増体性に優れる黒毛和種候補種雄牛の生産				B		
□ ク 黒毛和種における飼料利用性、早熟性等に関する検定手法の開発				B		
□ ケ 褐毛和種の多様性確保及び種畜の生産・供給				B		
□ コ 日本短角種の多様性確保及び育種改良素材の生産・供給				B		
◇ (3) 豚			B			
□ ア 全国的な豚の改良推進			12/12	B		
□ イ 遺伝的能力の評価の実施・公表				B		
□ ウ 評価手法の改善				B		
□ エ 雌系品種の繁殖性改良				B		
□ オ 雄系品種の肉質改良				B		
□ カ 実験用小型ブタの維持・供給				B		
◇ (4) 鶏			B			
□ ア 全国的な国産鶏の改良推進			15/14	B		
□ イ 種鶏開発の重点化				B		
□ ウ 卵用鶏の産卵性改良				B		
□ エ 卵用鶏の卵質改良				B		
□ オ 肉用鶏の増体性改良				A		
□ カ 肉用鶏の羽装改良				B		
□ キ 組合せ検定の実施				B		
◇ (5) 馬			B			
□ ア 全国的な馬改良の推進			14/14	B		
□ イ 農用馬の飼養管理技術及び繁殖技術の向上				B		
□ ウ 家畜人工授精技術の普及				B		
□ エ 農用馬の発育及び繁殖性の向上推進				B		
□ オ 農用馬の能力評価方法の開発				B		
□ カ 純粋種農用馬の生産・供給				B		
□ キ 日本在来馬の保存支援				B		
◇ (6) めん羊・山羊			B			
□ ア 民間等への技術支援等			4/4	B		
□ イ 繁殖技術及び飼養管理技術の向上				B		
◇ (7) 家畜の飼養管理の改善			B			
□ ア 損耗率の低減、受胎率・育成率の向上			4/4	B		
□ イ 生産コスト縮減				B		
◇ (8) 家畜伝染性疾病に対するリスク管理の強化			C			
□ ア 防疫対策の徹底			3/4	C		
□ イ 保有遺伝資源のリスク分散				B		
◇ (9) 家畜の遺伝資源の保存			B			

項 目 名	大 (◎)	中 (○)	小 (◇)	細 (□)	微 (△)	備 考
○ 2 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給		B				
◇ (1) 国内育成品種の種苗増殖		12/12	B			
◇ (2) 生産量の向上			B			
◇ (3) 飼料用稲種子の安定供給確保			B			
◇ (4) 地域適応性等の検定試験の実施			B			
◇ (5) 奨励品種選定試験結果等の情報提供			B			
◇ (6) 飼料作物の遺伝資源の保存			B			
○ 3 飼料作物の種苗の検査		B				
◇ (1) OECD種子制度等に基づく検査及び証明		4/4	B			
◇ (2) ISTA(国際種子検査協会) 認定の維持			B			
○ 4 調査研究		B				
◇ (1) 育種改良関連技術		6/6	B			
□ ア 遺伝子解析情報を活用した育種手法			4/4	B		
□ イ 食肉の食味に関する評価手法				B		
◇ (2) 繁殖関連技術			B			
□ ア 優良な家畜の増殖の実現			6/6	B		
△ (ア) 肉用牛				4/4	B	
△ (イ) 豚					B	
□ イ 肉用牛の受胎率向上				B		
□ ウ 技術的支援の実施				B		
◇ (3) 飼養管理関連技術			B			
□ ア 放牧関連技術の改善				B		
□ イ 飼養管理技術に関する調査等の実施			6/6	B		
□ ウ 給与方法の改善				B		
○ 5 講習及び指導		B				
◇ (1) 成果等の情報提供		6/6	B			
◇ (2) 技術の普及指導			B			
□ ア 家畜の飼養管理技術等の普及			16/16	B		
□ イ 酪農ヘルパー、畜産環境保全のための研修				B		
□ ウ 生産現場技術の研修				B		
□ エ 免許取得講習会の開催				B		
□ オ 中央畜産技術研修の実施				B		
□ カ 個別研修の受入れ				B		
□ キ 講師の派遣				B		
□ ク 研修施設の提供				B		
◇ (3) 海外技術協力			B			
□ ア ネットワークの構築によるニーズの的確な把握			8/8	B		
□ イ 専門家の派遣				B		
□ ウ 研修員の受入れ				B		
□ エ 人材育成				B		
○ 6 家畜改良増殖法に基づく検査等		B				
◇ (1) 種畜検査員の確保		12/12	B			
◇ (2) 立入検査員の確保			B			
◇ (3) 種畜検査の移管に係る協力・支援			B			
◇ (4) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査			B			
◇ (5) 種苗法に基づく検査員の確保			B			
◇ (6) カルタヘナ法に基づく立入検査等			—			
◇ (7) カルタヘナ法に基づく検査員の確保			B			

評価すべき事象(大臣による検査命令)が発生しなかったため、評価対象項目としなかった。

項 目 名	大 (◎)	中 (○)	小 (◇)	細 (□)	微 (△)	備 考
○ 7 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務		B				評価すべき事象(都道府県等からの協力依頼)が発生しなかったため、評価対象項目としなかった。
◇ (1) 事務の的確な実施		10/10	B			
□ ア 牛個体識別台帳の作成及び記録			14/14	B		
□ イ 牛個体識別台帳の記録の保存				B		
□ ウ 牛個体識別台帳の正確な記録の確保				B		
□ エ 修正の申出の受理				B		
□ オ 記録された事項の公表				B		
□ カ 各種届出の受理				B		
□ キ 個体識別番号の決定・通知				B		
◇ (2) 牛個体識別システムの利便性向上			B			
◇ (3) 牛個体識別情報の有効活用			B			
◇ (4) 緊急検索体制の構築			B			
◇ (5) 牛以外のドレーサビリティの導入支援			B			
○ 8 センターの人材・資源を活用した外部支援		B				
◇ (1) 口蹄疫等の家畜伝染病が発生した場合の緊急防疫対応		8/8	B			
◇ (2) 自然災害、家畜伝染性疾病等が発生した場合の家畜、乾牧草等の支援			B			
◇ (3) 種畜等の受託管理			—			
◇ (4) 技術開発への協力			B			
◇ (5) 委員会への協力			B			
◎ 第3 予算、収支計画及び資金計画	B					
1	9/10	B				
○ 2 財務内容の改善						
3						
○ 4 自己収入の確保		B				
◇ (1) 外部資金の獲得		4/4	B			
◇ (2) 自己収入の拡大			B			
○ 5 経費の削減		B				
○ 6 資産の管理		B				
◇ (1) 土地・建物等の有効活用		4/4	B			
◇ (2) 資産の貸付			B			
○ 7 経理の適正化		C				
◎ 第4 短期借入金の限度額	—					評価すべき事象(短期借入金)が発生しなかったため、評価対象項目としなかった。
◎ 第5 重要な財産の処分等に関する計画	B					
◎ 第6 剰余金の使途	—					剰余金の使途に充てる積立金が発生しなかったため、評価対象項目としなかった。

項 目 名	大 (◎)	中 (○)	小 (◇)	細 (□)	微 (△)	備 考
◎ 第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	B					
○ 1 施設・設備の整備に関する計画	6/6	B				
○ 2 職員の人事等		B				
◇ (1) 人材の確保		7/8	B			
□ ア センター業務を担う人材の確保			8/8	B		
□ イ 積極的な人事交流				B		
□ ウ 人材の育成				B		
□ エ 要員の合理化				B		
◇ (2) 人事配置			B			
◇ (3) 人事管理			C			
□ ア 人事評価の適正化			3/4	B		
□ イ 経理の適正化				C		
◇ (4) 研修の実施			B			
□ ア 一般職の人材育成			4/4	B		
□ イ 技術専門職の人材育成				B		
○ 3 積立金の処分に関する事項		B				

独立行政法人家畜改良センターの平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価の項目別評定総括表（その 1）

中期計画（中期目標）		年度評価（※）					項目別 調 書 頁 数	備 考
		平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度		
Ⅰ．業務運営の効率化に関する事項								
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		A	A	A	B		1	
1 業務対象の重点化		A	A	A	B		2	
（1）家畜の改良増殖業務の重点化		A	A	A	B		3	
ア 種畜供給の重点化		A	A	A	B		4	
（ア）乳用牛		A	A	A	B		5	
（イ）肉用牛		A	A	A	B		6	
（ウ）鶏		A	A	A	B		7	
（エ）馬、めん羊及び山羊		A	A	A	B		8	
イ 高度技術等の活用による家畜改良の実施		A	A	A	B		9	
ウ 多彩な家畜改良等の推進		A	A	A	B		1 0	
（2）飼料作物種苗の増殖業務		A	A	A	B		1 1	
ア 飼料作物種苗の増殖業務		A	A	A	B		1 2	
イ 役割分担の明確化		A	A	A	B		1 3	
2 業務運営の効率化及び組織体制の合理化		A	A	A	B		1 4	
（1）業務運営の効率化		A	A	A	B		1 5	
ア 家畜等の遺伝資源の活用		A	A	A	C		1 6	
（ア）家畜遺伝資源の活用		A	A	A	C		1 7	
（イ）飼料作物種苗遺伝資源の保存		A	A	A	B		1 8	
イ 人材の活用		A	A	A	B		1 9	
（ア）人事配置		A	A	A	B		2 0	
（イ）組織の合理化・業務遂行の効率化		A	A	A	B		2 1	
（ウ）人材の育成		A	A	A	B		2 2	
ウ 土地・建物等の有効活用		A	A	A	B		2 3	
エ 業務の進行管理		A	A	A	B		2 4	
オ 業務の重複の防止		A	A	A	B		2 5	
（ア）家畜改良増殖業務増殖業務の重点化		A	A	A	B		2 6	
（イ）飼料作物種苗増殖業務の重点化		A	A	A	B		2 7	
（ウ）調査研究業務の重点化		A	A	A	B		2 8	

中期計画（中期目標）		年度評価（※）					項目別 調 書 頁 数	備 考
		平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度		
	（2）組織体制の合理化・強化	A	A	A	B		2 9	
	ア 組織体制整備	A	A	A	B		3 0	
	イ 要員の合理化	A	A	A	B		3 1	
	ウ 技術専門職員の人材育成	A	A	A	B		3 2	
	エ 飼養管理、飼料生産作業の外部化	A	A	A	B		3 3	
	（3）ガバナンスの強化・充実	A	A	A	B		3 4	
	ア 内部統制の強化	A	A	A	B		3 5	
	（ア）効果的な統制環境の整備	A	A	A	B		3 6	
	（イ）リスクの評価と迅速な対応	A	A	A	B		3 7	
	（ウ）相互けん制機能が確保された統制活動	A	A	A	B		3 8	
	（エ）情報と伝達	A	A	A	B		3 9	
	（オ）モニタリングによる監視・評価・是正	A	A	A	B		4 0	
	イ コンプライアンスの徹底	A	A	A	B		4 1	
	ウ 監査の強化	A	A	A	B		4 2	
	エ 情報開示体制の確立	A	A	A	B		4 3	
	オ 人事配置の適正化	A	A	A	B		4 4	
	カ 事業の内部審査及び評価	A	A	A	B		4 5	
	（4）リスク管理の強化	A	A	A	C		4 6	
	ア 防疫対策の徹底	A	A	A	C		4 7	
	イ 保有遺伝資源のリスク分散	A	A	A	B		4 8	
	ウ 種畜等の受託管理	A	－	－	－		4 9	
	（5）情報セキュリティ対策の強化	A	A	A	B		5 0	
	ア 情報システムの適正管理、情報セキュリティの確保	A	A	A	B		5 1	
	イ 規則の周知及び対策の教育	A	A	A	B		5 2	
	ウ 事故・不祥事の再発防止	A	A	A	B		5 3	
	3 経費の縮減及び自己収入の拡大	A	A	A	B		5 4	
	（1）一般管理費・人件費等の削減・見直し	A	A	A	B		5 5	
	ア 一般管理費・業務経費	A	A	A	B		5 6	
	イ 財務分析	A	A	A	B		5 7	

※平成 2 5 年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 評定が標準。平成 2 6 年度の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B 評定が標準。

独立行政法人家畜改良センターの平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価の項目別評定総括表（その 2）

中期計画（中期目標）		年度評価（※）					項目別 調 書 頁 数	備 考
		平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度		
Ⅰ．業務運営の効率化に関する事項(続き)								
ウ 官民競争入札等の導入		A	A	A	B		5 8	
エ 人件費		A	A	A	B		5 9	
(2) 契約の点検・見直し		A	A	A	B		6 0	
ア 経費の節減		A	A	A	B		6 1	
イ 調査研究業務		A	A	A	B		6 2	
ウ 法人契約		A	A	A	B		6 3	
(3) 自己収入の拡大		A	A	A	B		6 4	
ア 自己収入の拡大		A	A	A	B		6 5	
イ 監査の実施		A	A	A	B		6 6	
(4) 知的財産の管理		A	A	A	B		6 7	
Ⅱ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		A	A	A	B		6 8	
1 家畜改良及び飼養管理の改善		A	A	A	B		6 9	
(1) 乳用牛		A	A	A	B		7 0	
ア 全国的な乳用牛の改良推進		A	A	A	B		7 1	
イ 後代検定の推進		A	A	A	B		7 2	
ウ 遺伝的能力の評価・公表		A	A	A	B		7 3	
エ 総合指数		A	A	A	B		7 4	
オ 評価手法の改善		A	A	A	B		7 5	
カ ジャージー種の遺伝的能力の評価・公表		A	A	A	B		7 6	
キ ブラウンスイス種の遺伝的能力評価		A	A	A	B		7 7	
ク 優良な候補種雄牛等の生産・供給		A	A	A	B		7 8	
ケ SNP 情報の活用		A	A	A	B		7 9	

中期計画（中期目標）		年度評価（※）					項目別 調 書 頁 数	備 考
		平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度		
	コ 泌乳持続性に優れる改良用雌牛の作出	A	A	A	B		8 0	
	サ 泌乳能力に優れる改良用雌牛の生産	A	A	A	A		8 1	
	シ 候補種雄牛の待機業務終了	A	A	A	B		8 2	
	(2) 肉用牛	A	A	A	B		8 3	
	ア 全国的な肉用牛の改良推進	A	A	A	B		8 4	
	イ 広域後代検定の推進	A	A	A	B		8 5	
	ウ 肉用牛枝肉情報全国データベースによる情報提供	A	A	A	B		8 6	
	エ 遺伝的能力の評価・公表	A	A	A	B		8 7	
	オ 評価手法の改善	A	A	A	B		8 8	
	カ 黒毛和種の多様性確保及び候補種雄牛等の生産・供給	A	A	A	B		8 9	
	キ 増体性に優れる黒毛和種候補種雄牛の生産	A	A	A	B		9 0	
	ク 黒毛和種における飼料利用性、早熟性等に関する検定手法の開発	A	A	A	B		9 1	
	ケ 褐毛和種の多様性確保及び種畜の生産・供給	A	A	A	B		9 2	
	コ 日本短角種の多様性確保及び育種改良素材の生産・供給	A	A	A	B		9 3	
	(3) 豚	A	A	A	B		9 4	
	ア 全国的な豚の改良推進	A	A	A	B		9 5	
	イ 遺伝的能力の評価の実施・公表	A	A	A	B		9 6	
	ウ 評価手法の改善	A	A	A	B		9 7	
	エ 雌系品種の繁殖性改良	A	A	A	B		9 8	
	オ 雄系品種の肉質改良	A	A	A	B		9 9	
	カ 実験用小型ブタの維持・供給	A	A	A	B		1 0 0	
	(4) 鶏	A	A	A	B		1 0 1	
	ア 全国的な国産鶏の改良推進	A	A	A	B		1 0 2	
	イ 種鶏開発の重点化	A	A	A	B		1 0 3	
	ウ 卵用鶏の産卵性改良	A	A	A	B		1 0 4	

※平成 2 5 年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 評定が標準。平成 2 6 年度の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B 評定が標準。

独立行政法人家畜改良センターの平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価の項目別評定総括表（その 3）

中期計画（中期目標）		年度評価（※）					項目別 調 書 頁 数	備 考
		平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度		
Ⅱ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項(つづき)								
エ 卵用鶏の卵質改良		A	A	A	B		1 0 5	
オ 肉用鶏の増体性改良		A	A	A	A		1 0 6	
カ 肉用鶏の羽装改良		A	A	A	B		1 0 7	
キ 組合せ検定の実施		A	A	A	B		1 0 8	
（５）馬		A	A	A	B		1 0 9	
ア 全国的な馬改良の推進		A	A	A	B		1 1 0	
イ 農用馬の飼養管理技術及び繁殖技術の向上		A	A	A	B		1 1 1	
ウ 家畜人工授精技術の普及		A	A	A	B		1 1 2	
エ 農用馬の発育及び繁殖性の向上推進		A	A	A	B		1 1 3	
オ 農用馬の能力評価方法の開発		A	A	A	B		1 1 4	
カ 純粋種農用馬の生産・供給		A	A	A	B		1 1 5	
キ 日本在来馬の保存支援		A	A	A	B		1 1 6	
（６）めん羊・山羊		A	A	A	B		1 1 7	
ア 民間等への技術支援等		A	A	A	B		1 1 8	
イ 繁殖技術及び飼養管理技術の向上		A	A	A	B		1 1 9	
（７）家畜の飼養管理の改善		A	A	A	B		1 2 0	
ア 損耗率の低減、受胎率・育成率の向上		A	A	A	B		1 2 1	
イ 生産コスト縮減		A	A	A	B		1 2 2	
（８）家畜伝染性疾病に対するリスク管理の強化		A	A	A	C		1 2 3	
ア 防疫対策の徹底		A	A	A	C		1 2 4	
イ 保有遺伝資源のリスク分散		A	A	A	B		1 2 5	
（９）家畜の遺伝資源の保存		A	A	A	B		1 2 6	
２ 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給		A	A	A	B		1 2 7	
（１）国内育成品種の種苗増殖		A	A	A	B		1 2 8	
（２）生産量の向上		A	A	A	B		1 2 9	
（３）飼料用稲種子の安定供給確保		A	A	A	B		1 3 0	
（４）地域適応性等の検定試験の実施		A	A	A	B		1 3 1	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調 書 頁 数	備 考
		平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度		
	(5) 奨励品種選定試験結果等の情報提供	A	A	A	B		1 3 2	
	(6) 飼料作物の遺伝資源の保存	A	A	A	B		1 3 3	
	3 飼料作物の種苗の検査	A	A	A	B		1 3 4	
	(1) O E C D 種子制度等に基づく検査及び証明	A	A	A	B		1 3 5	
	(2) I S T A（国際種子検査協会）認定の維持	A	A	A	B		1 3 6	
	4 調査研究	A	A	A	B		1 3 7	
	(1) 育種改良関連技術	A	A	A	B		1 3 8	
	ア 遺伝子解析情報を活用した育種手法	A	A	A	B		1 3 9	
	イ 食肉の食味に関する評価手法	A	A	A	B		1 4 0	
	(2) 繁殖関連技術	A	A	A	B		1 4 1	
	ア 優良な家畜の増殖の実現	A	A	A	B		1 4 2	
	(ア) 肉用牛	A	A	A	B		1 4 3	
	(イ) 豚	A	A	A	B		1 4 4	
	イ 肉用牛の受胎率向上	A	A	A	B		1 4 5	
	ウ 技術的支援の実施	A	A	A	B		1 4 6	
	(3) 飼養管理関連技術	A	A	A	B		1 4 7	
	ア 放牧関連技術の改善	A	A	A	B		1 4 8	
	イ 飼養管理技術に関する調査等の実施	A	A	A	B		1 4 9	
	ウ 給与方法の改善	A	A	A	B		1 5 0	
	5 講習及び指導	A	A	A	B		1 5 1	
	(1) 成果等の情報提供	A	A	A	B		1 5 2	
	(2) 技術の普及指導	A	A	A	B		1 5 3	
	ア 家畜の飼養管理技術等の普及	A	A	A	B		1 5 4	
	イ 酪農ヘルパー、畜産環境保全のための研修	A	A	A	B		1 5 5	
	ウ 生産現場技術の研修	A	A	A	B		1 5 6	
	エ 免許取得講習会の開催	A	A	A	B		1 5 7	
	オ 中央畜産技術研修の実施	A	A	A	B		1 5 8	
	カ 個別研修の受入れ	A	A	A	B		1 5 9	

※平成 2 5 年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 評定が標準。平成 2 6 年度の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B 評定が標準。

独立行政法人家畜改良センターの平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価の項目別評定総括表（その 4）

中期計画（中期目標）		年度評価（※）					項目別 調 書 頁 数	備 考
		平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度		
Ⅱ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項(つづき)								
キ 講師の派遣		A	A	A	B		1 6 0	
ク 研修施設の提供		A	A	A	B		1 6 1	
（３）海外技術協力		A	A	A	B		1 6 2	
ア ネットワークの構築によるニーズの 的確な把握		A	A	A	B		1 6 3	
イ 専門家の派遣		A	A	A	B		1 6 4	
ウ 研修員の受入れ		A	A	A	B		1 6 5	
エ 人材育成		A	A	A	B		1 6 6	
６ 家畜改良増殖法に基づく検査等		A	A	A	B		1 6 7	
（１）種畜検査員の確保		A	A	A	B		1 6 8	
（２）立入検査員の確保		A	A	A	B		1 6 9	
（３）種畜検査の移管に係る協力・支援		A	A	A	B		1 7 0	
（４）種苗法に基づく指定種苗の集取 及び検査		A	A	A	B		1 7 1	
（５） 種苗法に基づく検査員の確保		A	A	A	B		1 7 2	
（６）カルタヘナ法に基づく立入検査等		－	－	－	－		1 7 3	
（７）カルタヘナ法に基づく検査員の確保		A	A	A	B		1 7 4	
７ 牛の個体識別のための情報の管理及び 伝達に関する特別措置法に基づく事務		A	A	A	B		1 7 5	
（１） 事務の的確な実施		A	A	A	B		1 7 6	
ア 牛個体識別台帳の作成及び記録		A	A	A	B		1 7 7	
イ 牛個体識別台帳の記録の保存		A	A	A	B		1 7 8	
ウ 牛個体識別台帳の正確な記録の 確保		A	A	A	B		1 7 9	
エ 修正の申出の受理		A	A	A	B		1 8 0	
オ 記録された事項の公表		A	A	A	B		1 8 1	
カ 各種届出の受理		A	A	A	B		1 8 2	
キ 個体識別番号の決定・通知		A	A	A	B		1 8 3	
（２）牛個体識別システムの利便性向上		A	A	A	B		1 8 4	
（３）牛個体識別情報の有効活用		A	A	A	B		1 8 5	
（４）緊急検索体制の構築		A	A	A	B		1 8 6	

中期計画（中期目標）		年度評価（※）					項目別 調 書 頁 数	備 考
		平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度		
	(5) 牛以外のトレーサビリティの導入 支援	A	A	A	B		1 8 7	
	8 センターの人材・資源を活用した 外部支援	A	A	A	B		1 8 8	
	(1) 口蹄疫等の家畜伝染病が発生 した場合の緊急防疫対応	A	A	A	B		1 8 9	
	(2) 自然災害、家畜伝染性疾病等が発生 した場合の家畜、乾牧草等の支援	A	A	A	B		1 9 0	
	(3) 種畜等の受託管理	A	－	－	－		1 9 1	
	(4) 技術開発への協力	A	A	A	B		1 9 2	
	(5) 委員会への協力	A	A	A	B		1 9 3	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
	第3 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	B		1 9 4	
	1～3 財務内容の改善	A	A	A	B		1 9 5	
	4 自己収入の確保	A	A	A	B		1 9 6	
	(1) 外部資金の獲得	A	A	A	B		1 9 7	
	(2) 自己収入の拡大	A	A	A	B		1 9 8	
	5 経費の削減	A	A	A	B		1 9 9	
	6 資産の管理	A	A	A	B		2 0 0	
	(1) 土地・建物等の有効活用	A	A	A	B		2 0 1	
	(2) 資産の貸付	A	A	A	B		2 0 2	
	7 経理の適正化	A	A	A	C		2 0 3	
	第4 短期借入金の限度額	－	－	－	－		2 0 4	
	第5 重要な財産処分等に関する計画	A	A	A	B		2 0 5	
	第6 剰余金の使途	－	－	－	－		2 0 6	
Ⅳ．その他の事項								
	第7 その他農林水産省令で定め られる業務運営に関する事項	A	A	A	B		2 0 7	
	1 施設・設備の整備に関する計画	A	A	A	B		2 0 8	
	2 職員の人事等	A	A	A	B		2 0 9	
	(1) 人材の確保	A	A	A	B		2 1 0	
	ア センター業務を担う人材の確保	A	A	A	B		2 1 1	
	イ 積極的な人事交流	A	A	A	B		2 1 2	
	ウ 人材の育成	A	A	A	B		2 1 3	

※平成 2 5 年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 評定が標準。平成 2 6 年度の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B 評定が標準。

独立行政法人家畜改良センターの平成 26 年度に係る業務の実績に関する評価の項目別評定総括表（その 5）

中期計画（中期目標）		年度評価（※）					項目別 調 書 頁 数	備 考
		平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度		
IV. その他の事項(つづき)								
エ 要員の合理化		A	A	A	B		2 1 4	
（２）人事配置		A	A	A	B		2 1 5	
（３）人事管理		A	A	A	C		2 1 6	
ア 人事評価の適正化		A	A	A	B		2 1 7	
イ 経理の適正化		A	A	A	C		2 1 8	
（４）研修の実施		A	A	A	B		2 1 9	
ア 一般職の人材育成		A	A	A	B		2 2 0	
イ 技術専門職の人材育成		A	A	A	B		2 2 1	
３ 積立金の処分に関する事項		A	A	A	B		2 2 2	

※平成 2 5 年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 評定が標準。平成 2 6 年度の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B 評定が標準。